

標準設計仕様書
(平成26～35年度) 一部抜粋

平成26年12月改訂版
世田谷区教育委員会

目次

第1章 はじめに.....	I-1
---------------	-----

第2章 標準設計仕様書の設計指針

1. 指針	II-1
2. 基本方針	II-2
3. ゾーニング	II-6
4. 建築計画	II-9
5. 設備計画	II-15
6. 各室計画	
• 小学校 各室計画	II-21
• 中学校 各室計画	II-26

第3章 仕上げ・設備概要

1. 概要	III-1
2. 標準仕様書の取り扱い	III-2
3. 各室仕上げ・設備概要の取り扱い	III-3
• 小学校 各室仕様書	III-4
• 中学校 各室仕様書	III-5

第4章 資料編

法規関連資料

第1章 はじめに

世田谷区教育委員会は、平成18年3月「新たな学校施設整備基本方針」をまとめ、今後の学校施設整備のあり方について、基本的な方針と指針を示し、年2校の学校改築を実現させるとともに、安全安心、環境、文化、景観、ユニバーサルデザインなどこれからの地域社会づくりに必要な施設整備に取り組んできました。

また、学校施設には、教育ビジョンに示された豊かな教育活動を支える場としての機能のほか、地域コミュニティの核となり、シンボルとなってソフト、ハードの両面から地域環境に寄与する役割も期待されており、これらを効率的・効果的に整備し、特色ある学校づくりを実現させるための具体的な設計指針として平成18年8月に「標準設計指針・標準仕様書」を定めました。

この間、この指針を共通のルールとして、各学校の置かれた状況や、目指すべき教育目標に応じて創意工夫を凝らし、特色ある学校づくりを進めてきました。

平成26年3月、「新たな学校施設整備基本方針(第2次)」を策定し、6つの視点と14項目の基本的な考え方を示し、今後も計画的に学校施設整備を推進していくこととなりました。

この基本方針に基づき、これまでの「標準設計指針・標準仕様書」についても内容の見直しを行うとともに、名称を「標準設計仕様書」と変更し、今後も良好で特色ある学校施設整備を進めてまいります。

第2章 標準設計仕様書 設計指針

1. 指針

世田谷区立小・中学校の改築に伴い、基本構想から基本・実施設計、最終的な工事に至る全工程に対して、基本となる方針を示す。

本標準設計仕様書により保有すべき一定の水準を示すことにより、学校間における質的な格差が生じないようにする。

運用にあたり、原則として以下の3点を確認し、これを確実に達成するための各部門計画の仕様を定め、世田谷区及び設計者との共通の見解とする。

1. 工事工程における期間や工法等を検証し、計画的にかつ、効率的に改築を実施する。
2. 求められる教育環境への対応や、地域コミュニティの核としての機能の整備を進めつつも、シンプルで、できる限りコンパクトな学校施設とし、総延床面積の縮減と工事費抑制を図る。
3. 長期的な施設管理を容易にする施設設計を実施する。

ただし、本標準設計仕様書は原則的なものであり、標準化によって学校施設の計画の画一化を促すものではない。

したがって、各学校の特性や計画条件を生かしつつ、効率的に検討を進め、工事費用等の縮減を実現しながら、学校の特色に応じた個性ある学校の実現を目指すものとする。

また、使用諸室の機能に基準がある場合は、掌握する担当課において基準等を定めることとする。ただし、この仕様書を越えるものとししない。

また、長寿命化改修(リノベーション)による施設整備を採用する場合の指針等については、現在実施校となっている深沢中学校をモデル校として、今後検証し、策定していくこととする。当面、本標準設計仕様書を基本とした教育環境整備を行うものとする。ただし、各学校の個々の施設状況によって、小中学校改修工事標準仕様書の運用も併用していく。

なお、本標準設計仕様書は、適宜検証を重ね、必要に応じて3年から4年を目安に修正を行うものとする。

2. 基本方針

限られた時間、財源の中で学校施設整備の課題を解決していくために、その基本的な方針を次のとおりとし、各校の実情に即して整備を進めることとする。

(1)計画的・効率的な改築

- ①計画的な施設の改修や長寿命化改修(リノベーション)により、建物を活用できる年数を延ばし、老朽化による改築の時期を遅らせ、財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ることで効率的な改築計画を進めていく。
- ②改築を実施するにあたり、標準的な設計仕様を定めるものとする。
- ③長寿命化改修(リノベーション)を実施する場合の標準仕様については、当面は、本仕様を準用することとするが、今後の技術的蓄積により別途作成する。
- ④基本構想から実施設計までを3年以内で行う。
- ⑤大規模開発等に伴う人口増や今後の児童・生徒数の変化に柔軟に対応できるよう、また、将来の用途転換(コンバージョン)も視野に入れ、個々の教室の大きさや設備の変更が行いやすい構造とする。
- ⑥多様な教育ニーズへの対応のほか、地域開放や災害時の避難所対応として地域ゾーンを想定し、施設の一部を他の目的にも活用できるようにするなど、動線や機能面での分離が容易にできるような室配置とする。

(2)コストの削減

- ①シンプルかつコンパクトな施設を念頭に、施設規模の縮減、設計段階でのコスト削減、工法の検討、工期短縮による工事監理経費の縮減を図る。
- ②施設規模の縮減を図るため、ワークスペースの見直しや、諸室の兼用活用(例:多目的ルームは、ランチルーム、少人数学習室、異学年交流事業や、保護者会・地域懇談会等の会議室としての利用を想定する)を図るなど、整備面積を精査し、工事費の抑制を図る。
- ③この仕様のほかに諸室の詳細な仕様を定めている給食室「給食室設計仕様書」や特別支援学級「特別支援学級設計標準仕様書」等や、学校・地域の要望による用途諸室、複合施設を取り入れる際の施設規模についても、関係所管と連携をとり整備面積を精査し、工事費の抑制を図る。
- ④仮設校舎については、教育環境の確保とともに経費の削減の視点から様々な可

能性を積極的に検討し、改築事業全体のコスト全体の削減を目指す。

- ⑤イニシャルコストも考慮の上、高効率設備導入を積極的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ⑥清掃・管理・修繕等が行いやすい構造や各種設備等を採用した設計を行うとともに、並行して保全計画を作成するなど、維持管理費の抑制を含めたランニングコストの縮減を図る。

(3)学校施設の安全・安心性の向上

- ①耐震性については、非構造部材の落下防止対策を含め十分考慮する。
文部科学省「学校施設における天井落下防止対策のための手引き(平成 25 年8月)」、
世田谷区「災害(地震)時対応設計の手引き(平成 23 年 8 月)」を参照
- ②子どもたちの安全性確保のため、受付窓口や教職員室等管理諸室の配置を検討し、防犯等対策を強化する。
- ③帰宅困難児童・生徒のための備蓄倉庫を整備する。

(4)ユニバーサルデザインの推進

国の「学校施設バリアフリー化推進指針」に配慮すると共に、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき整備を行う。

(5)地域コミュニティの核や避難所としての機能の整備

- ①「教育ビジョン」に基づき、地域や家庭と連携した教育活動の実施や、学校が地域コミュニティの核としての役割に配慮し、地域利用できる共有スペースなど地域の特性に応じた整備を進める。
- ②避難所機能として必要な防災倉庫の設置や、受水槽に緊急時非常用水栓等を整備する。その他各学校の地域特性に応じて必要な機能を検討する。
- ③「公共施設整備方針」に基づき、区長部局と連携して当該地域に整備が必要な公共施設との複合的な整備について検討する。複合化する場合は、機能的な配置に努めるとともに、児童・生徒の教育環境、安全性等には十分に配慮する。

(6)環境に配慮した校舎整備

- ①良好な室内環境、防犯性能を確保し、特色ある教育活動に対応することを前提としつつ、できる限りコンパクトな校舎とすることで、エネルギー消費を圧縮する。
- ②自然採光・通風を確保し、ペアガラスなど効率的な断熱機能を取り入れる。
- ③自然環境への負荷を低減させるために屋上緑化、校庭の芝生化や緑のカーテンなどを積極的に採用し、緑化面積の拡大を図る。
- ④省エネルギー対策や効果の見える化(屋上緑化の利用や、理科授業の教材としての活用となるような工夫など)を図り環境教育に寄与する。
- ⑤太陽光発電、雨水利用再生可能資源を、積極的に導入する。
「公共施設省エネ指針(平成20年3月)、公共施設省エネ指針運用基準(平成23年8月)」を参照する。
- ⑥新たな高効率設備等、省エネルギーに配慮した設備・システムの導入にあたっては、よく検証し、学校施設に合った機器等を導入する。
- ⑦環境空地の整備や、校庭整備における砂塵対策、豪雨対策(雨水貯留対策)等、周辺の環境にできる限り配慮する。

(7)教育基盤の整備

- ①世田谷9年教育の推進、ICT利用等による授業の手法の変遷、特別支援教室整備の新たな取り組みや、校務の効率化などに即した教育施設整備の検討、検証、改良を行う。
- ②特別支援教室の整備にあたっては、「特別支援学級設計標準仕様書」を参考とし整備を進める。

(8)衛生的で安全な学校施設整備

①給食室

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」^{*1}や厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、保健所の指導等に基づき衛生的で機能的な整備に努める。

- 衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする
- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食施設の区分に従い整備する。
《区分》 ア) 汚染区域(検収室、下処理室、食品・物品庫、洗浄室)
イ) 非汚染区域(調理室、アレルギー対応コーナー、配膳室)

ウ) その他の区域 (前室、休憩室、トイレ、ミーティングルーム)

なお、詳細な仕様については、「給食室設計仕様書」による。

- ②「学校環境衛生の基準」*¹に基づき、揮発性有機化合物(VOC) 6物質の基準値を満たすだけでなく、内装部材、家具等についてもVOCが極力使用されていない製品の採用に努める。

学校給食衛生管理基準*¹

学校給食法(昭和29年法律第160号)第9条第1項に基づき、平成21年4月1日に施工され、学校給食における食中毒防止を目的とした基準

学校環境衛生の基準*²

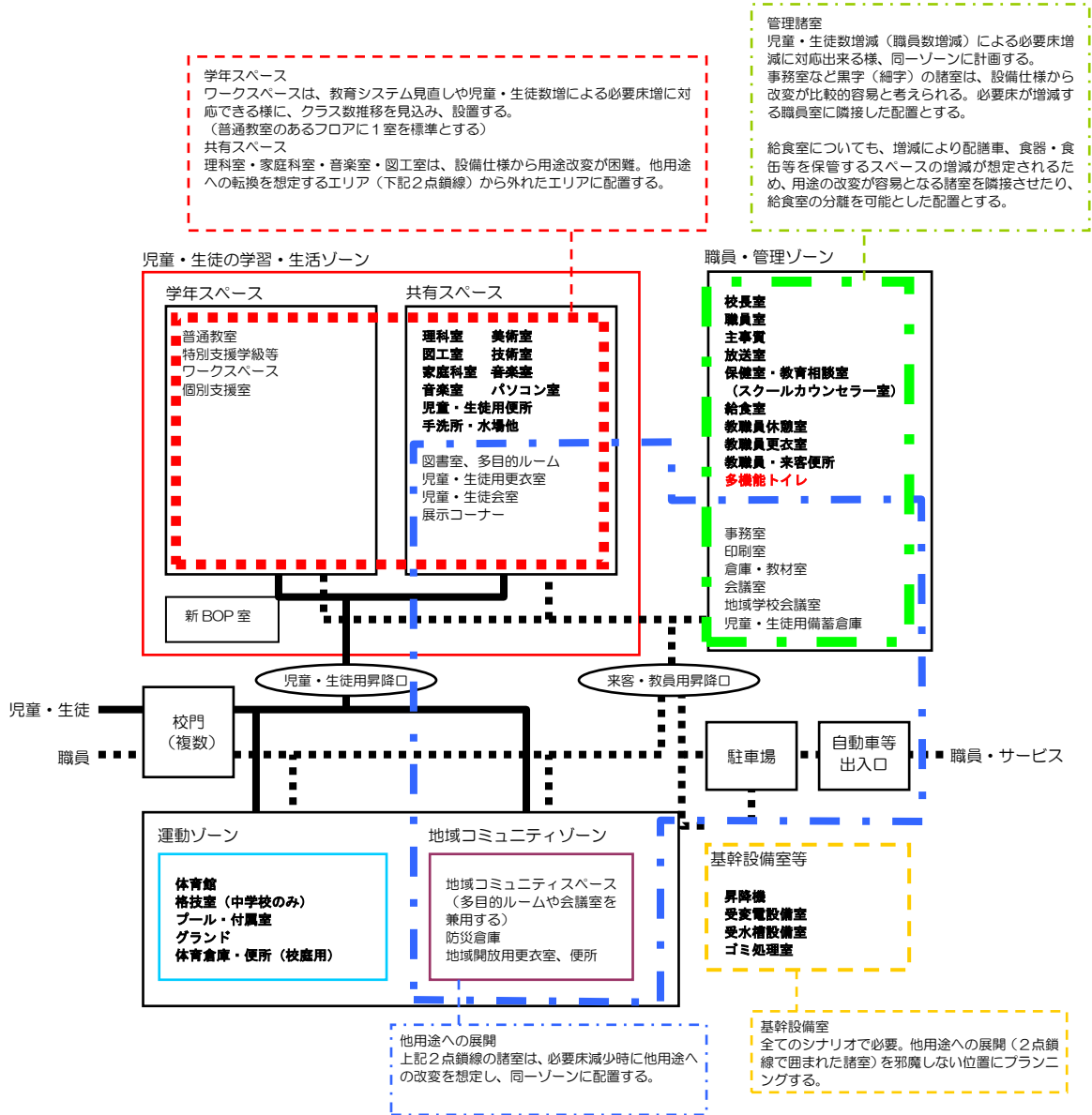
学校保健法(昭和33年法律第56号)に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的とした基準

(9)街づくり事業や他公共施設の改築計画と連動した改築

- ①道路整備事業など街づくりの事業予定や周辺の公共施設等の改築計画がある場合は、学校教育活動への影響を最小限とするよう関係所管課と連携し総合的に計画を進める。
- ②学校が事業用地となっている場合は、国庫補助・起債等の特定財源を活用して改築計画を行うなど柔軟に対応する。

3. ゾーニング 学校施設機能図 【参考】

実際の改築計画に基づく機能図の設定



(1)基本的な考え方

改築計画を具体的に推進し、且つ、将来の教育需要に柔軟に対応可能とするために、各諸室のゾーニングを設定する。

学校施設に求められる機能を5つのゾーニングによって示す。

- ・ [児童・生徒 学習ゾーン]
- ・ [児童・生徒 生活ゾーン]
- ・ [職員・管理ゾーン]
- ・ [運動ゾーン]
- ・ [地域コミュニティゾーン]

諸室の役割を明確に方針づけて、用途を共有するもの、特別教室として確保すべきものを整理することで、必要以上に室を設置することを避け、最低限の室配置と効率のよい諸室計画を行う。

(2)各ゾーンの計画内容（各室計画はⅡ-19頁～）

・児童・生徒 学習ゾーン

- 【普通教室・ワークスペース（少人数教室の対応を可能とする）】
- 【図書室】
- 【パソコン室】
- 【理科室】
- 【音楽室】
- 【図工室】（小学校のみ）
- 【家庭科室】
- 【技術教室】（中学校のみ）
- 【美術室】（中学校のみ）
- 【特別支援学級等】
- 【個別支援室・多目的スペース】

・児童・生徒 生活ゾーン

- 【多目的ルーム(学年給食や、学年発表会、少人数学習、保護者会、地域主催会議等多様な利用を可能とする)】
- 【児童会室・生徒会室】
- 【児童用昇降口・生徒用昇降口】
- 【児童用便所・生徒用便所】
- 【手洗い所・水場他】
- 【児童用更衣室・生徒用更衣室】
- 【展示コーナー（作品の展示や掲示をできる場所であり、部屋に限定しない）】
- 【新BOP室】（小学校のみ） BOP：“Base of plaing(遊びの基地)”の略

・職員・管理ゾーン

- 【職員室】
- 【校長室】
- 【事務室】
- 【主事室】
- 【会議室】
- 【地域・学校会議室】
- 【印刷室】
- 【放送室】
- 【湯沸スペース】
- 【倉庫・備蓄倉庫（帰宅困難児童・生徒用）・教材室】
- 【保健室】
- 【教育相談室（スクールカウンセラー室）】
- 【給食室】
- 【職員・来客用昇降口】
- 【職員・来客用便所】
- 【多機能トイレ】
- 【教職員休憩室】
- 【教職員更衣室】
- 【廊下・階段・踊り場・スロープ】
- 【昇降機】

・運動ゾーン

- 【体育館】
- 【格技室】（中学校のみ）
- 【プール】
- 【校庭付属施設】

・地域コミュニティゾーン

- 【防災倉庫】
- 【地域コミュニティスペース（多目的ルームや会議室を共用する）】
- 【開放用更衣室・便所】

令和 4 年 7 月 2 8 日
子ども・若者部児童課

世田谷区立児童館の整備等計画について

1 主旨

区立児童館の機能と再整備については、令和 2 年 2 月に基本的な考え方を議会報告したところである。

この度、児童館未整備地区及び地区に複数ある児童館の具体的な対応について計画をとりまとめたので報告する。

2 児童館の役割と機能

(1) 「子ども計画(第 2 期)後期計画(令和 2～6 年度)」における児童館の機能強化

児童館が持つ、「遊び」、「相談支援」、「地域資源開発」、「ネットワーク支援」の 4 つの機能を充実し、これらを一体のものとして機能させ、地区において子どもにかかる身近な相談や見守りの場として中核的な役割を果たす。そのため、児童館の運営は引き続き区が担うことを位置付け、児童館職員の人材育成や支援力の向上等を図る。

(2) 子ども・子育て支援事業計画調整計画で定める「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)(以下、「今後の子ども政策の考え方」という。)」における位置付け

未整備地区において、児童館を順次開設していくとともに、世田谷版ネウボラの新展開として、児童館の子育てひろばを含めた、おでかけひろばのより身近な整備や産前産後の支援の実施、子育て支援館の全館展開のほか、地区の四者連携を通じた地区の子ども子育てネットワークの連携強化を図ることとしている。

(3) (仮称)世田谷区地域行政推進条例及び(仮称)世田谷区地域行政推進計画における位置付け

上記条例及び計画において、町会・自治会をはじめとした区民主体のまちづくりの推進に向けて、一層の活動支援に努め、児童館、地域コミュニティ施設、学校等と連携し地区全体で安全安心な生活を包み込むための取り組みを進めていくため、三者連携に児童館を加えた四者連携を進め、地区における相談支援、資源開発を図ることを位置付ける。

3 児童館の整備計画

(1) 基本的な考え方

1 地区 1 児童館の整備

未整備地区に児童館を整備し、現在 25 館ある児童館を、まちづくりセンターごとの地区である 28 地区すべてに、児童館を整備する。

整備が完了するまでの間、未整備地区における子ども・子育て支援及び四者連携の推進を、隣接する地区児童館が担う。

児童館の位置、地区内の児童数等については別紙 1 のとおり

地区に複数の児童館が所在する地区の考え方

地区に複数ある児童館については、子どもが地区の範囲を超えて利用し、多世代のコミュニティやネットワークの拠点となっている実態を踏まえ、存続させる。四者連携にあたっては、当該地区の複数の児童館が共に担う。

ソーシャルワーク機能の強化

児童館職員に対して、ソーシャルワーク研修をはじめ、支援力の向上を狙う研修を積極的に受講させ、現場目線で学ぶべきと考える研修を自ら企画・実施し、研修機会の拡大につなげる。また、児童相談所、子ども家庭支援センターなど専門的な職種の職員と積極的に交流し知見を得るなど、ソーシャルワーク機能の強化を図る。

効果的・効率的な児童館運営

現在、各地域1箇所を「子育て支援館」として運営しているが、今後は、身近な地域で親子が気軽に立ち寄れるよう、地区における在宅子育て支援の拠点として、「子育て支援館」を、未整備地区を含め、すべての児童館において整備を図っていく。

また、児童館施設の夜間や休館日の活用について、現在の一般の団体利用に加えて、中高生の活動や子ども・子育て支援、学習支援に関する事業に供するなど、更なる効果的、効果的な運営を目指していく。

(2) 未整備(8地区)の地区児童館整備計画について

奥沢地区

奥沢地区については、区立奥沢中学校の改築にあわせて整備する。

また、中学校と別棟とすることで、中学校の改築工事完了よりも先行して開設することを検討する。

九品仏地区

玉川地域拠点保育園整備計画に伴い、統合予定の区立奥沢西保育園の跡地を活用し、私立保育園との合築による複合施設として整備する。

代沢地区、二子玉川地区

代沢地区と二子玉川地区においては、当該地区、隣接地区に所在する池之上および野毛の青少年交流センター(民間事業者による運営委託)が、小学生を含め幅広い子ども若者世代に利用されていること、地域の方々の参加による運営がなされてきた実績を踏まえ、それぞれに児童館機能(子育てひろばや四者連携など。新BOP所管を除く)を付加し、地区の子どもの中核拠点とする。配慮を要する子どもの見守りや、児童相談所、子ども家庭支援センターとの連携など、セーフティネット機能については、隣接の児童館がバックアップし対応する。

その他未整備地区

学校施設をはじめとした公共施設の改築の機会を捉え、既存施設との複合化を基本に、当該敷地内に児童館を併設し、「今後の子ども政策の考え方」の取り組みにより、区立保育園再整備計画、区立幼稚園再集約化等計画で生じる跡地についても積極的に活用を図る。

なお、本整備計画の策定後に、より早期に整備することが可能である等、より好条件の候補地(複合化計画施設)が見つかった場合は、関係所管と調整し本整備計画の変更を検討する。

各未整備地区の児童館整備計画は別紙2のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 令和4年9月 | 奥沢中学校改築(児童館の併設を含む)にかかる整備方針の策定 |
| 5年度以降 | 整備決定地区における建築等にかかる個別の整備方針の策定 |

児童館位置および区内児童数(現在)



児童館未整備地区における整備計画

別紙 2

地域	未整備地区	管轄区域	複合化候補施設 (町目・敷地面積)	想定される整備の手法	整備計画年度 1,2	適用
世田谷	太子堂地区	太子堂 1～5丁目 三軒茶屋 1丁目	太子堂中学校 太子堂 3 9,060㎡	学校への複合化	令和16年度頃開設予定	
	上馬地区	上馬 1～5丁目 駒沢 1～2丁目	駒沢中学校 駒沢 2 12,598㎡	学校への複合化	令和12年度頃開設予定	
北沢	代沢地区	代沢 1～5丁目 池尻 4丁目 33～39番	池之上青少年交流センター 代沢 2 1,131㎡	児童館機能の付加	令和7年度開設予定	
	北沢地区	北沢 1～5丁目	-----	地区内他施設との複合化	-----	北沢子どもの居場所(きたっこ)は令和5年度末まで活動を継続する
	松原地区	松原 1～6丁目	梅丘中学校 松原 6 12,906㎡	学校への複合化	令和11年度頃開設予定	
玉川	奥沢地区	東玉川 1～2丁目 奥沢 1～3丁目	奥沢中学校 奥沢 1 11,081㎡	中学校と別棟で整備	令和10年度開設予定	
	九品仏地区	玉川田園調布 1～2丁目 奥沢 4～8丁目	奥沢西保育園跡地 奥沢 8 1,157㎡	統合予定の区立奥沢西保育園の跡地を活用し、私立保育園との合築による複合施設として整備する	令和10年度頃開設予定	
	二子玉川地区	玉川 1～4丁目 瀬田 1～5丁目	野毛青少年交流センター 野毛 2 1,968㎡	同交流センターのあり方とともに検討	-----	

1 整備計画年度は、平成29年度に策定した公共施設等総合管理計画の整備年度に基づく。
2 整備計画年度は当該計画等の変更があった場合は、短縮または延伸する場合がある。

基本方針（たたき台）

地域性を踏まえた施設づくり

- ・まち、ひと、学校がひとつになった、共に育み、支え合う「共育の場」をつくります。
- ・中学校と児童館との連携利用により、地域コミュニティ活動のさらなる活性化を図るつくりとします。
- ・世代を超えた交流を生む「まちの居場所」となる環境をつくります。

充実した教育環境づくり

- ・主体的で協働的な学びを実現する学びの場となる環境を整備します。
- ・教育環境の変化に柔軟に対応できる施設を整備します。
- ・誰もがのびやかに学習できる、多様な学びを享受できる施設をつくります。

まちの安心安全に寄与する施設づくり

- ・子どもたちの安全性と防犯性に配慮した外部環境を整備します。
- ・地域の防災拠点となる、災害を想定した施設とします。
- ・地域開放が可能な開かれたつくりとすると共に、学校との明確な管理区画が可能な施設とします。

まちや人にやさしい持続可能な施設づくり

- ・省エネ化や自然エネルギーを取り入れ、ゼロエネルギー化の運用を目指した ZEB スクールとします。
- ・効果的な木材活用による「木を感じ・木で教える」居心地の良い空間をつくります。

まちの風景と景観に配慮した施設づくり

- ・緑地帯の整備などにより、潤いのある「界わり形成地区」のモデルとなる景観づくりを行います。
- ・まちのにぎわいと交流をつくる、地域に貢献する環境整備を行います。
- ・周辺への圧迫感や日影の影響など、周辺環境へ配慮します。